

三芳町循環ワゴン 愛称及びロゴマーク募集要項

1 募集目的

三芳町では、令和7年10月より実証運行を予定している循環ワゴンについて、親しみを持ってご利用いただくとともに、ワゴン車両やバス停をわかりやすくするため、三芳町循環ワゴンの愛称及びロゴマークを公募いたします。

2 使用用途

循環ワゴンとして運行する車両や停留所の看板、利用案内マップや町広報・ホームページ等により掲示・配布することを想定しています。

3 募集内容

- (1) 三芳町循環ワゴン 愛称
- (2) 三芳町循環ワゴン ロゴマークのデザイン

4 募集期間

令和7年6月1日（日）から 令和7年6月30日（月）まで
※郵送の場合は、当日消印有効

5 応募条件

(1) 共通

応募作品は、応募者本人が独自に創作した未発表の作品とし、他の作品と同一又は類似していないものであり、第三者の著作権等を一切侵害しないものに限ります。

(2) 愛称

原則として、読み仮名にして10字以内としてください。

(3) ロゴマーク

デザインの仕様は、縦横比を自由とし、色数の指定はありませんが、モノクロ（または単色）での印刷及び表示や、縦15mm×15mm程度まで縮小した際にも識別できるよう考慮してください。

なお、デザインソフト（ファイル形式はpdf/jpeg/png）による作品または手描きによる作品のどちらでも応募可能です。

6 応募要件

- (1) 募集要項に同意いただける方
- (2) 応募点数の制限なし

- (3) 愛称のみ、又は、ロゴマークのみの応募可能
- (4) 未成年の方が応募する場合は、保護者の同意が必要

7 応募方法

(1) 電子申請による応募の場合

町ホームページのリンク（電子申請・届出サービス）により、必要事項を記入のうえ、作品の電子データを添付し、応募してください。

※データサイズは7MB以内としてください。

※ファイル名には応募者氏名を表記し、複数の作品を応募する場合は、ファイル名が異なるもので設定してください。

(2) 応募用紙による応募の場合

町ホームページからダウンロード又は窓口で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送もしくは窓口にて応募してください。

※応募作品数は、1人何点でも応募可とします。

※応募に係る費用（郵送料等）は、すべて応募者負担となります。

※手描き作品が採用された場合、採用後に町の判断で加工、修正し、デジタルデータに変換します。

※郵送における受付通知は行いません。

【提出先】

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

三芳町役場政策推進室（役場4階）

※作品を折り曲げないように留意してください。

※持込みの場合の受付時間：平日 8:30～17:15

（土日・祝日は受付できません）

8 問い合わせ先

三芳町役場政策推進室

電話：049-258-0019（内線423）

E-mail: seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

9 選考方法

(1) 循環ワゴン愛称等選定委員会で審査を行い、採用作品を決定します。

(2) 選考経過については非公開とします。また、選考経過に関する問い合わせには一切応じません。

10 審査の対象外

- (1) 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
- (2) すでに他地域で採用されているもの、または採用されたものに類似しているもの。
- (3) 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
- (4) 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。

※採用後であっても、上記の条件に関連していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。

1 1 結果発表

採用作品及び採用作品の応募者の氏名等をホームページ等で発表します。
なお、不採用者への通知は行いません。

1 2 留意事項

(1) 応募作品の知的財産権等について

ア 当該採用作品の著作権、商標権、意匠権等その他一切の権利を無償で譲渡するものとし、これらの権利は三芳町に帰属するものとしします。

また、その使用に関して、愛称及びロゴマーク採用作品応募者は著作者人格権を行使しないものとしします。

イ 画像生成 AI を使用した作品は応募できません。

ウ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約することとし、それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理することとしします。

エ 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

オ 本町が公表するまでの間、応募者は愛称案及びデザイン案を製作関係者以外の者に公表しないこととしします。

カ 応募提出いただいたデータ及び書類は返却しません。

(2) 個人情報の取扱いについて

応募に伴う個人情報については、本事務以外の目的で使用することはありません。

ただし、受賞した応募者の氏名については、ホームページ等で公表させて

いただきます。